

## 重要事項説明書 Important Explanation Detective Industry

探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく重要事項説明書

委任者と締結する調査委任契約の内容及びその履行に関する事項について、探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号、以下「探偵業法」という)第8条(重要事項の説明等)の規定に基づき、次の通り説明致します。この内容は重要ですので、十分ご理解されるようお願い致します。



作成日 平成 年 月 日

作成者 □平松総合調査事務所

### 【受任者】

<input checked="" type="checkbox"/> 管轄公安委員会 届出番号 商号 所在地 連絡先	和歌山県公安委員会 第 651300011 号 総合調査機関 平松総合調査事務所 和歌山県和歌山市松江北 1 丁目 3 番 40 号 TEL 073-456-3333 FAX 073-456-4567
<input type="checkbox"/> 管轄公安委員会 届出番号 商号 所在地 連絡先	大阪府知事届出済み 大阪府公安委員会 第 62135522 号 総合調査機関 平松総合調査事務所 大阪府枚方市伊加賀寿町 16 番 18 号 TEL 072-861-0708 FAX 072-861-0623
<input checked="" type="checkbox"/> 責任の所在	相談・本書作成・調査計画・契約(重要事項説明者)・調査活動・報告に関する総責任者及び担当者です。 当社代表者氏名 平松直哉

ご確認ください。

当社では、各事務所にて公安委員会届出証明書を提示の上相談及び探偵業務を行っております。

**【委任者】**

説明受諾日	
氏名:生年月日(年齢)	昭和 年 月 日生 ( 歳)
住所:	
対象者との関係 続柄	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 実母 <input type="checkbox"/> 実父 <input type="checkbox"/> 養父母 <input type="checkbox"/> 雇用主 <input type="checkbox"/> その他(恋人 )
居住形態	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> その他( )

**【対象者(甲)】**

氏名: 生年月日(年齢)	
本籍: 委任者との関係	<input type="checkbox"/> 省略 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻
住所: <input type="checkbox"/> 委任者と同様	
職業 <input type="checkbox"/> 無職 勤務先名:部署:役職	
所在地	
勤務時間:休日	
車両: <input checked="" type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> 社用車	

**【対象者(乙)】**

判明内容	<input type="checkbox"/> 未判明 <input type="checkbox"/> 判明している事項
氏名:生年月日(年齢)	昭和・平成 年 月 日生 歳
住所:	
携帯 メール	携帯 メール
甲との関係	<input type="checkbox"/> 同級生 <input type="checkbox"/> 同僚 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/>
勤務先名:部署:役職	
所在地	
車両 <input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> 社用車	

**【依頼内容】**

<input type="checkbox"/> 行動調査 <input type="checkbox"/> 興信調査 <input type="checkbox"/> その他	
--	--





**【記録型 GPS 機器を使用した調査前行動確認】**

[Redacted text block]

**【検索型 GPS 機器を設置しての行動確認調査】**

[Redacted text block]

**【調査方法】**

[Redacted text block]

**【緊急出動についての同意】**

- 検出場所がラブホテル・モーテルを検出している場合。
- 長時間に亘り同一の場所にて車両が停止している場合。
- 甲の通常行動するエリア外にての行動を確認できた場合。

- その他出動が適切と当社が感じた場合。
- 出動した場合、  
[Redacted]
- 異性との接触等の状況を確認した場合、その異性との関係・氏名及び住所等について、探偵業法に定める方法にて調査し書面にて報告する。
- 緊急出動時、当社事務所より現着までのタイムラグが存在します。この為状況を確認できない場合もありますので予めご了承ください。

**【簡易報告について】**  
 平成 年 月 日( ) ※時間は打合せにて決定  
 当社事務所にて上記調査について簡易報告を致します。  
 この時点で調査の終了・継続について依頼者様と協議の上決定致します。  
 ※調査期間の変更にあつては、委任者と協議することで変更することができるものとする。

**【調査料金算出方法】**

調査難易度	難易度 <input type="checkbox"/> [Redacted]
(A) 調査料金の算出方法	<input type="checkbox"/> 難易度別単価、調査員 1 名 円×調査員数 名×基本時間 [Redacted] 時間にて算出しています。 <input type="checkbox"/> 超過分については、難易度別単価 1 名 円×調査員数 名×調査時間にて算出します。 <input type="checkbox"/> 調査実費については、領収書により清算致します。 <input checked="" type="checkbox"/> 調査車両燃料費・ <input checked="" type="checkbox"/> 高速代金・ <input checked="" type="checkbox"/> 公共機関使用の運賃・ <input checked="" type="checkbox"/> 宿泊費 <input checked="" type="checkbox"/> 潜入調査時の飲食代・ <input checked="" type="checkbox"/> 調査協力費(1 件 [Redacted] 円×件数)
(B) 記録型 GPS 機器	<input type="checkbox"/> 記録型 GPS [Redacted] 器 [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted]

(C) 検索型 GPS 機器

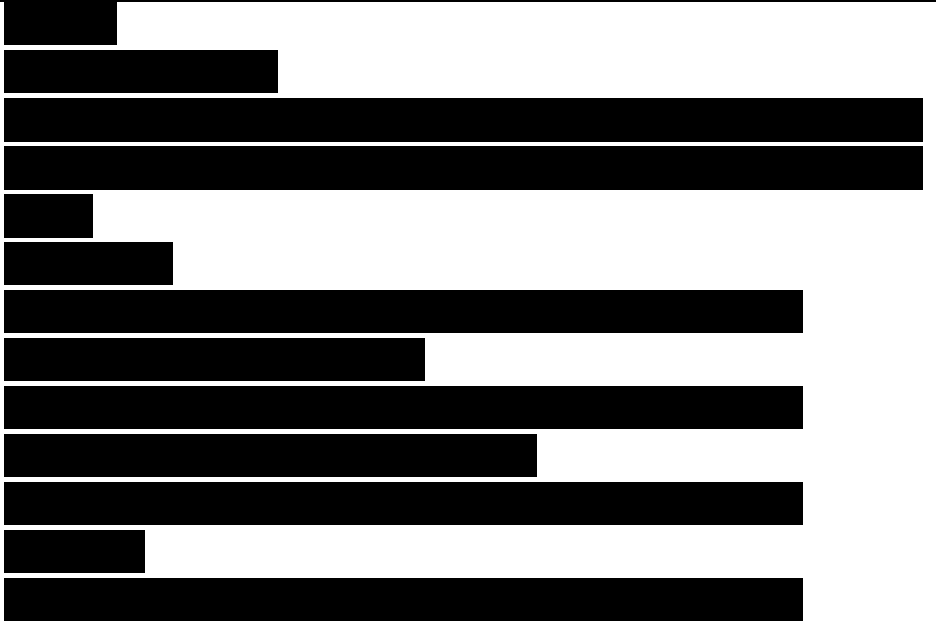
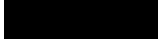

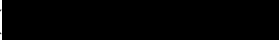
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

検索型 GPS 器  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

検索型 GPS 器  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

併用割引  
1 日～15 日レンタル料各 5% 値引き致します。  
16 日以降レンタル料を 10%値引き致します。



(D) 遠隔地出張費	
(E) その他調査実費	<input type="checkbox"/> 事案により異なるためご利用案内 25 ページをご確認ください。
	
計算式	$A+B$ (  の合計 ) + C + D + E + F = 最終金額 + 税 となります。 ご不明の場合、当社担当者までお問い合わせください。
注意	調査料金については相談時の依頼者様からの申告状況より計画を立て算出している為、実際の業務進捗状況と異なる場合が予測されます。 またこの事により金額は増減する場合がありますのでご了承下さい。 増減を制限する方法として、契約書にて金額の上限設定をお願いします。





### 【受任できない調査と虚偽依頼と罰則について】

<p>受任できない調査</p>	<p>01、社会的差別の原因となる場合。          02、ストーカー行為・つきまとい等を目的とした調査。          03、DV 法に関わる被害者の所在調査の目的。          04、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に違背する場合。          05、盗聴・盗撮行為が目的の場合。          06、各種法令に抵触する可能性のある調査目的等。          07、『別れさせ屋』に準じた非合法的な調査目的の場合。          08、個人の平素の生活を侵害する目的。          09、その他公序良俗に反する調査目的等。          10、依頼人が、大阪府暴力団排除条例に基づく下記の事項の場合          (ア)暴力団の威力を利用する目的による、又は暴力団の威力を利用したことに関する利益の供与          (イ)暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することになる相当の対償のない利益の供与          (ウ)その他暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与</p>
<p>虚偽依頼・禁止行為が発覚した場合          委任者による調査行為・契約の自白</p>	<p>後日上記状況が発覚した場合、違約金として調査契約料金(見積金額)の1.5倍をご請求することとなります。          不正に契約を締結した場合、調査の進捗状況の中で、委任者における対象者の個人情報の利用目的、すなわち調査の利用目的が上記に掲げる場合に該当したとき、契約の解除と致します。又、この場合の調査料等は、全額お支払いして頂くと共に、損害賠償等の法的措置を取る場合もございますのでご了承下さい。</p>

### 【守秘義務】

<p>委任者側の守秘義務</p>	<p>受任時から調査終了までの間で、委任者は対象者に対し如何なる理由があろうと調査依頼に関する事項等調査をすることが相手に気付かれる言動は一切しないでください。万が一対象者に対し調査行為・依頼等の話をされた場合、調査は終了したものとみなし契約調査料金の全額をご請求致します。</p>
------------------	---

### 【解約等に関する取り決め】

契約後であって調査着手前の解約の場合	当社では、契約書類に署名押印を持って締結とします。 契約締結後の解約については次の通りとします。  この場合、契約解除料として調査契約料金 [ ] を申し受けま す。
着手後の解約	初動調査終了後で、本調査前の解約の場合調査契約料金(見積金額)の [ ] を申し受けま す。
調査実施後の解約	調査着手後、委任者側の事情により解約とする場合、実質消費した調査費用・GPS 機器に関する実質消費費用・実費費用の全額以外に、キャンセル分の総費用の [ ] をキャンセル料としてご請求致します。  ※調査の企画（調査会議による調査員の確保・日程の調整等）、事前の予備調査、調査行為としての待機等は、すべて着手後とみなします。
その他の場合	委任者の事情で、調査着手指示が無いまま3ヶ月間を経過した場合、調査を終了したものとみなし料金の返還はできかねます。  当社の事情や調査の推移状況等により、以後の調査を中止する場合は、次の通りとします。

### 【解約理由が当社側にある場合・その他中止理由】

<p>解約理由が当社側にある場合</p>	<p>着手前及び中止事由が当社側の事情による場合、受領している料金の全額を返金致します。</p>
<p>公益上・災害等による中止の場合</p>	<p>中止事由が公益上あるいは自然災害、交通事故、交通違反等による中断等、やむを得ない事情による場合、中止までの料金を当社規定により精算し以後の料金について残金を返還します。</p>
<p>所在調査の場合で対象者を発見した場合。</p>	<p>尾行調査において、交通・地理的状况等 予測外の状況や、対象者の警戒・違反運転等により、やむを得ず中止した場合次の通りとする。</p> <p>□基本料金+(時間単価×稼働時間)+調査実費=A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記 A に対し遠隔地の場合は遠隔地出張費が必要となります。</li> <li>・調査時間は当社拠点又は遠隔地の場合宿泊施設に戻るまでの費用が計算の範囲内とします。</li> </ul> <p>・所在調査に関しては、調査期間中の調査活動に関係なく、対象者の所在が判明した場合、以後の調査はすべて終了とみなし、日数の如何を問わず料金が必要となります。</p>

### 【業務に関して作成し又は取得した資料の処分に関する事項】

<p>報告後の保管について</p>	<p>対象者の個人情報について委任者に報告したことにより利用目的を達成した場合速やかに対象者の個人情報を破棄することとする。但し「報告書等関連資料保管確認書」(保存資料内容及び保存期間等を記載したもの)を委任者より署名・捺印をもって保存期間を定め、以降期間を経過したものについては、シュレッダー等を用いて確実に廃棄致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判証拠資料として必要であり、報告書等の再発行が考え得る場合。</li> <li>・報告書内容等が対象者に把握される可能性がある場合</li> <li>・その他(依頼者の都合等を考慮した上で、保管期間等を定める)</li> </ul>
-------------------	--

### 【個人情報保護に関する事項】

<p>委任者の個人情報の取扱いについて</p>	<p>「調査委任契約書」「重要事項説明書」「その他確約書」などの保存期間を定め、委任者へその趣旨を通知します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委任者の同意を得ずに第三者への提供は致しません。但し、法令等により例外として取り扱われる場合を除く。</li> </ul>
-------------------------	---

<p>対象者への個人情報の取扱 について</p>	<p>(1) 取得した対象者の個人情報を委任者に報告する目的以外で利用致しません。</p> <p>(2) 対象者の個人情報の取得に当たっては、盗聴器の使用など、調査方法が法令に触れる或いは触れる結果を生じることがないように、必要な処置を講じます。</p> <p>(3) 対象者の個人情報を取得した場合において、「利用目的を本人に通知し、又は公開することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他権利利益を害するおそれがある場合として個人情報保護法 第18条(取得に際しての利用目的の通知等) 4項第1号に該当し、その利用目的を対象者への通知をしなくてもよい場合として、下記が挙げられています。</p> <p><b>【法文】</b></p> <p>一、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。</p> <p>二、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合。</p> <p>三、国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p><b>【解釈】</b></p> <p>(ア) 対象者が委任者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)である場合であり当該対象者について、民法第752条(同居、協力及び扶助の義務) その他の法令上の義務の履行を確保する為に必要な事項について調査を行うとき。</p> <p>(イ) 対象者が委任者の親権に服する子である場合であって、委任者が当該対象者に関し民法第820条(監護及び教育の権利義務) その他の権利を行使し、又は義務を履行するために必要な事項について調査を行うとき。</p> <p>(ウ) 対象者が委任者の法律行為の相手となろうとしているものである場合であって、当該被害を防止する為に必要な事項について調査するとき。</p> <p>(エ) 委任者が犯罪その他の不正な行為による被害を受けている場合であって当該法律行為をするか否かの判断に必要な事項について調査を行うとき。</p>
------------------------------	---

<p>処分時期と方法</p>	<p>四、調査結果(被対象者の個人情報)を委任者に報告した場合、次の通り処分します。</p> <p>一、パソコンにて作成した資料 相談票・契約関連資料・報告書・別紙報告書・動画編集データ・音声データ等については、データ削除ソフトを使用しすべて処分いたします。</p> <p>二、提出して頂いた資料 免許証コピー・公的証明資料・写真・その他紙面による資料はシュレッダーを使用し裁断処理後焼却処分とします。</p>
<p>保護について</p>	<p>委任者と当社間において十分な協議を行った上で、保存期間を記した書類等をもって保管出来ることとし、保存方法は次のとおりとする。</p> <p>契約関係書類・見積請求書類・添付書類・報告書関係受領書等についてはスキャニング後 PDF データとして保存致します。</p> <p>報告書・別紙報告書等についても、PDF データに変換後データ保存致します。</p>
<p>処分時期について</p>	<p>動画データについては、DVD メディアにて保存致します。</p> <p>訴訟終了時委任者からの報告を受けた時点でデータ分についてはソフトを使用し処分します。 また保存を定めた資料については、約3年間又は保存期間終了後当社判断にて適切な方法にて処分をします。</p>

**【資料の保存について】**

<p>保存について</p>	<p><input type="checkbox"/> 委任者と当社間において十分な協議を行った上で、保存期間を記した書類等をもって保管出来ることとし、保存方法は次のとおりとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 契約関係書類・見積請求書類・添付書類・報告書関係受領書等についてはスキャニング後 PDF データとして保存致します。</p> <p><input type="checkbox"/> 報告書・別紙報告書等についても、PDF データに変換後データ保存致します。</p> <p><input type="checkbox"/> 動画データについては、DVD メディアにて保存致します。</p>
<p>保存期間終了後の処分について</p>	<p>訴訟終了時依頼人からの報告を受けた時点でデータ分についてはソフトを使用し処分します。 また保存を定めた資料については、約3年間又は保存期間終了後当社判断にて適切な方法にて処分をします。</p>



### 【報告書関係の使用について】


### 【秘密の保持】

- 1 探偵(調査)業務に従事するものは、正当な理由なくその業務上知り得た人の秘密を漏らしません。又従事する者でなくなった後においても同様とします。
- 2 探偵(調査)業務に関して制作し、又は取得した文章、写真その他の資料について、その不正又は不当な利用を防止する為必要な処置を講じます。

### 【提供することができる探偵(調査)業務の内容】

他人の依頼を受けて、特定人物の所在または行動についての情報であって当該依頼に関わるものを収集することを目的として面接による聞込み、尾行、張込みその他これらに類する方法により実地の調査を行い、その調査結果を当該依頼者に報告する業務です。

平成 26 年 4 月 1 日改正 重要事項説明書

作成 総合調査機関 平松総合調査事務所